

# 愛知県環境学習等行動計画2030(仮称)

— 持続可能な社会を支える「行動する人づくり」 —  
最終案



平成30年3月





## はじめに

私たちは、水や大気、食料やエネルギーといった自然からの恵みに支えられて暮らしています。その一方で、私たちの活動が環境に影響を与え、身近な廃棄物の問題から、地球温暖化の進行、生物多様性の損失といった地球規模の問題に至るまで、様々な問題を引き起こしています。

こうした問題を克服し、持続可能な社会を築き上げていくためには、私たち一人一人が、問題の本質や解決に向けた取組の方法を考え、解決する能力を身に付け、具体的な行動を起こしていかなければなりません。2015年の国連持続可能な開発サミットで採択された「SDGs（持続可能な開発目標）」でも、そうした行動を促しています。

本県では、平成25年2月に愛知県環境学習等行動計画を策定し、持続可能な社会を支える人づくりを目指して様々な環境学習等（学校における環境教育を含む、学びの機会となる様々な活動）に取り組んできました。この度、新たに取りまとめた「愛知県環境学習等行動計画2030」では、行動につなぐ力を育むということを主眼に置き、「学校」「社会」に加え「家庭」において、それぞれで取り組んでいただきたい環境学習等の方向性を示しました。

環境問題は日々刻々と変化する経済や社会と密接に関わっており、環境学習等にも、時と場合に応じた判断のもと、一人一人が目的を明確にして適切な行動を自発的に積み重ねていけるようにすることが求められています。

個々の行動は小さくても、そこに込められた思いは周囲の人を巻き込んだうねりとなり、さらに多様な人たちとの協働により大きな力となって、社会を、そして私たちの未来を、よりよいものへと変えていくことにつながります。本計画が、持続可能な社会の形成に向け、行動につなぐ一人一人の力を「家庭」「学校」「社会」の様々な場面で育んでいく際に広く活用されることを期待します。



平成30年3月

愛知県知事  
大村秀章

# 目 次

第1章 行動計画の基本的事項	1
1 計画改定の背景	1
(1) 環境学習等に関する動向	
(2) これまでの行動計画の評価	
2 課題	7
3 行動計画の主な改定点	7
(1) 行動につなぐ力を育む	
(2) 環境学習等の機会の拡充と質の向上 ～行動につなぐ力を育むために～	
4 計画の目的・対象・期間	9
(1) 目的	
(2) 対象	
(3) 計画期間	
第2章 「五つの力」と各主体の取組の展開	10
1 学びを行動につなぐ「五つの力」	11
2 各主体に期待される取組と施策の展開	14
(1) 家庭における環境学習等の推進	
(2) 学校における環境教育の推進	
(3) 社会における環境学習等の推進	
ア 事業者	
イ NPO等	
ウ 地域コミュニティ	
エ 行政	
3 取組の効果的な展開に向けて	35
(1) 世代に応じた取組の拡充	
(2) 連携・協働の強化	
ア 多様な主体の連携・協働	
イ 世代間の連携・協働	
第3章 計画の推進	38
1 推進体制	38
2 進捗状況の把握	38
資料	
1 愛知県環境学習等行動計画2030の概要	41
2 愛知県環境学習等行動計画2030策定経過	45
3 愛知県環境教育等推進協議会開催要領	46
4 愛知県環境教育等推進協議会委員名簿	48

# 第1章 行動計画の基本的事項

## 1 計画改定の背景

### (1) 環境学習等に関する動向

#### ▶ 前計画策定までの経緯

##### 環境学習基本方針

本県では、初めて環境学習等が法制化された「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」（2003年（平成15年）公布。以下「環境保全活動・環境教育推進法」という。）に基づき、2005年（平成17年）1月に「愛知県環境学習基本方針」を策定しました。

これに基づき、環境問題の解決に向け、自ら行動する人材を育成するため、4つの学びの段階（「出あい、気づきあう」、「学びあう」、「活かしあう」、「つながりあう」）を踏まえた環境学習を進めるとともに、人づくり、プログラムづくり、ネットワークづくりといった取組を推進し、県民、事業者、NPO、市町村等の様々な主体が互いに自主性を尊重しつつ、協働しながら持続可能な社会づくりに取り組んできました。

##### 行動計画の策定

2011年（平成23年）6月には、「環境保全活動・環境教育推進法」の改正法である「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（以下「環境教育等促進法」という。）が公布され、国の環境学習の基本理念が充実されるとともに、協働取組の重要性が強く示されました。また、2012年（平成24年）6月には環境教育等促進法第7条に基づく国の基本方針（以下「国基本方針」という。）が定められました。

これを受け、本県では、環境教育等促進法第8条に基づく、国基本方針を勘案した「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画」として、同法第8条の2に基づく愛知県環境教育等推進協議会\*の協議を経て、2013年（平成25年）2月に、愛知県環境学習等行動計画（以下「行動計画」という。）を策定しました。これは、①社会における環境学習の推進、②学校等における環境教育の推進、③連携・協働の強化を施策の3本柱として、「環境面で持続可能な社会を支える人づくり」を目的に、2013年（平成25年）度から2017年（平成29年）度までの5年間に実施すべき、環境学習等に関する取組の方向性を示したものです。これに伴い、愛知県環境学習基本方針を廃止しました。

#### ※ 愛知県環境教育等推進協議会

本県の「自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画」の策定に関する協議及び実施に関わる連絡調整を行うとともに、行動計画を相協力して推進するために、県、市町村、県教育委員会、学校教育及び社会教育関係者、県民、事業者、NPO、学識経験者で構成された組織です。

## ➤ 本県での国際的な事業の開催

本県では、環境を主なテーマとした3つの国際的な事業が開催されました。

### 愛知万博と COP10

自然の叡智をテーマとして、2005年（平成17年）に開催された「2005年日本国際博覧会（愛知万博）」は、自然との共生や環境技術に対する県民の関心が高まり、県民ボランティアや環境NPOの活動なども活発化する契機となりました。

2010年（平成22年）の「生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）」開催に際しては、環境意識や県民参加の機運が一層高まり、愛知万博で培われた県民ボランティアやNPO等の力が十分に発揮されて、会議を成功に導きました。

### ESDに関するユネスコ世界会議

2014年（平成26年）には、「ESD\*に関するユネスコ世界会議」が開催されました。

ここでは、ESDのさらなる強化と拡大のための緊急の行動を求める「あいち・なごや宣言」が採択され、教育・学習のあらゆる段階・分野で、持続可能な社会づくりに必要な力をあらゆる人が身に付けられるように取り組むことなどを目指すグローバル・アクション・プログラム（GAP）の開始が発表されるなど、環境首都あいちを目指す本県が、持続可能な社会づくりを支える人づくりとしての環境学習等をより一層推進する絶好の契機となりました。

本県では、ESDの推進拠点としてのユネスコスクールの加盟校数が全国一の規模となっており、多くの学校がESDに取り組んでいるほか、その内容についても広がりや深まりが出てきています。

#### ※ ESD (Education for Sustainable Development)

「持続可能な開発のための教育」と訳され、環境、貧困、人権、平和、開発といった、現代社会の様々な課題を自らの課題ととらえ、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そして、それにより持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のことです。

ユネスコを推進機関として、世界中でESDをもとにした人づくりを積極的に推進する強化期間(2005年(平成17年)から2014年(平成26年)までの10年間)を「国連ESDの10年」といい、この間の活動を振り返り、2014年以降の方策についての議論を行う「ESDに関するユネスコ世界会議」が開催されました。



図1 ESDの概念図

出典)「ユネスコスクールと持続発展教育」  
(日本ユネスコ国内委員会)

## ➤ 国際的な動向

### 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ

2015 年（平成 27 年）の国連サミットにおいて、世界が持続可能な道を歩むための行動をすべての国に求める「我々の行動を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」（以下「2030 アジェンダ」という。）が採択されました。そこに記載された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: **SDGs**）」は、持続可能な世界を実現するために 2030 年までに達成すべき国際社会全体の目標であり、「地球上の誰一人として取り残さない」を理念とし、行動変革につなげるため一人一人が持続可能な社会づくりに必要な知識とスキルを得ることなどが掲げられています。

日本においても、政府はもとより、学校や企業、団体でも SDGs に取り組むところが増加しています。



図 2 持続可能な開発目標（SDGs）

出典）国際連合広報センターWeb サイト

## ➤ 国の動向

### 連携を支援する ESD 活動支援センター

政府は、2016 年（平成 28 年）に、我が国における「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するグローバル・アクション・プログラム」実施計画（国内実施計画）を策定し、ESD を浸透させる取組や実践力・協働力を高める取組の重要性に言及しました。同年、環境省では、ESD を推進するためのネットワークを形成し、連携により ESD を支援する ESD 活動支援センター（全国センター）を開設しました。翌年には、中部地方 ESD 活動支援センターを開設し、各地の日々の暮らしの中で実践されている ESD の取組をつなぐ様々な支援を通じて、ESD 実践の質と量を高め合うことを目指しています。

## 持続可能な開発目標（SDGs）実施指針

国は、2030 アジェンダの実施に向けた国家戦略として、2016年（平成28年）に「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を定めました。この中で、SDGs達成に向けた具体的施策として、家庭、職場、地域、学校等のあらゆる場で、発達段階に応じた適切な教育が実践されるよう、ESD や環境教育に取り組む多様な主体の連携等を促進していくことが示されました。

### ➤ 学校教育に関わる動向

#### 教育基本法の改正

2006年（平成18年）の「教育基本法」改正により、「環境の保全に寄与する態度を養うこと」が教育の目標に追加され、2008年（平成20年）に改訂された学習指導要領には、主に社会科や理科、家庭科などの中に、持続可能な社会づくりの視点が盛り込まれました。

#### 学習指導要領の改訂

2017年（平成29年）に改訂された小・中学校学習指導要領及び幼稚園教育要領では、その前文で、「一人一人の児童（生徒、幼児）が…（中略）…持続可能な社会の創り手となることができるようにする」ことがこれからの学校に求められるとされました。具体的には、決まった答えのない課題に積極的に取り組み、試行錯誤しながら新しい価値を創造できる力を育もうとするもので、これは、環境学習等の推進に当たっても踏まえるべき重要な考え方と言えます。

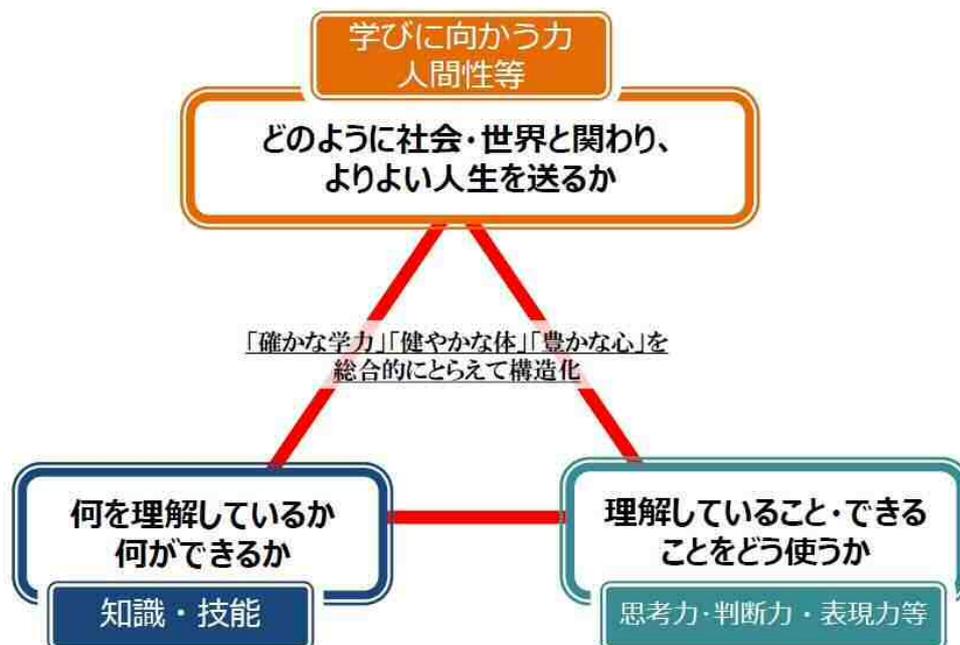


図3 学習指導要領に示された、育成すべき資質・能力の三つの柱  
出典) 文部科学省 Web サイト

## (2) これまでの行動計画の評価

本県では、2013年（平成25年）度から2017年（平成29年）度までの5年間、行動計画に基づいて環境学習等を推進してきました。その成果を評価するため、県民、学校、事業者、市町村等を対象にアンケート調査を実施したところ、以下のような結果が得られました。

表1 各主体の取組状況（アンケート調査による）

調査内容			H27年度		H24年度	
市町村による環境学習等を実施している各主体への支援（NPOや事業者、学校等が実施している環境学習等への支援を行った市町村の割合）			81.5%		64.8%	
実体験を伴う環境教育の実施 （実体験を伴う環境教育を実施した学校の割合）	小	高	100%	94.6%	99.2%	73.9%
	中	特	99.6%	100%	92.0%	96.2%
事業者による、多様な主体と連携・協働した環境学習の実施	工場等を利用した学習		30.4%		31.3%	
	出前講座等		26.1%		25.0%	
	環境保全活動の場の提供		11.6%		10.9%	

小：小学校、中：中学校、高：高等学校、特：特別支援学校

表1から、行政による環境学習等を実施する各主体への支援の広がりや実体験を伴う環境教育の定着など、環境学習等の取組の一定の進展がうかがえます。しかし、連携・協働してそれぞれの得意分野を活かし合うような取組は、あまり進んでいないと言えます。

また、図4-1・2からは、比較的多く取り組まれているごみの分別でも約7割程度、資源回収への参加は半数に満たないなど、個々の取組は十分広がってはいないことがうかがえます。とりわけ、自動車を使わず電車やバスを利用するといった負担感を伴うような行動や、旬や地のものの購入といった一定の知識や見識を必要とする行動、さらに地域の清掃活動や施設見学、環境学習講座などの自主的な参加を要する活動は、低い実践率に留まっています。

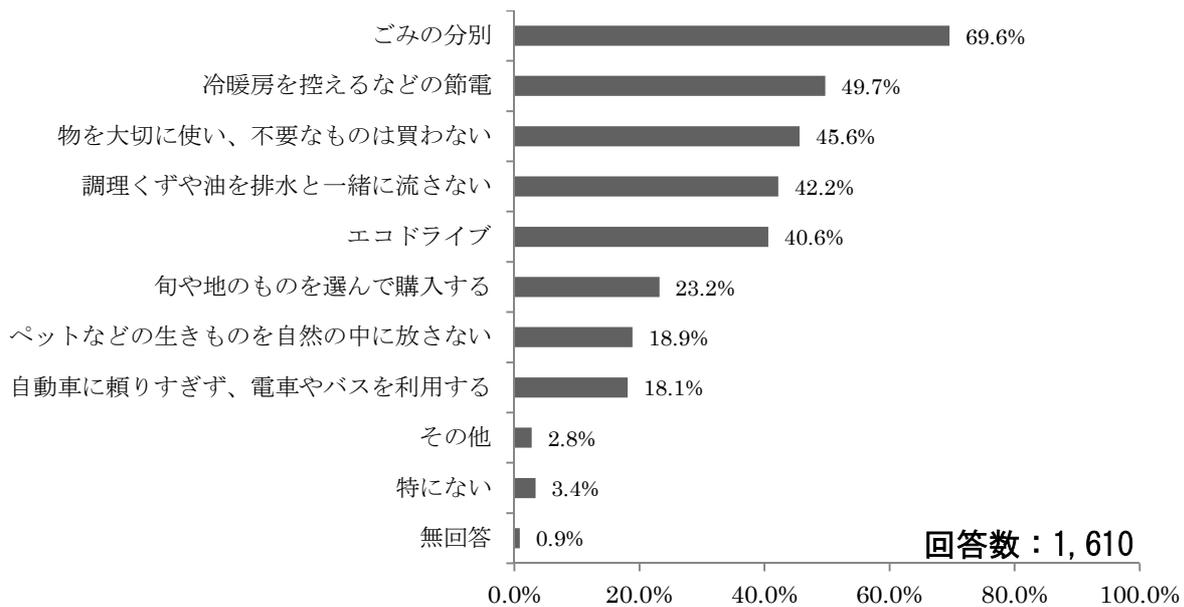


図4-1 環境への負荷の少ない暮らしの実践状況（平成28年度県政世論調査による）

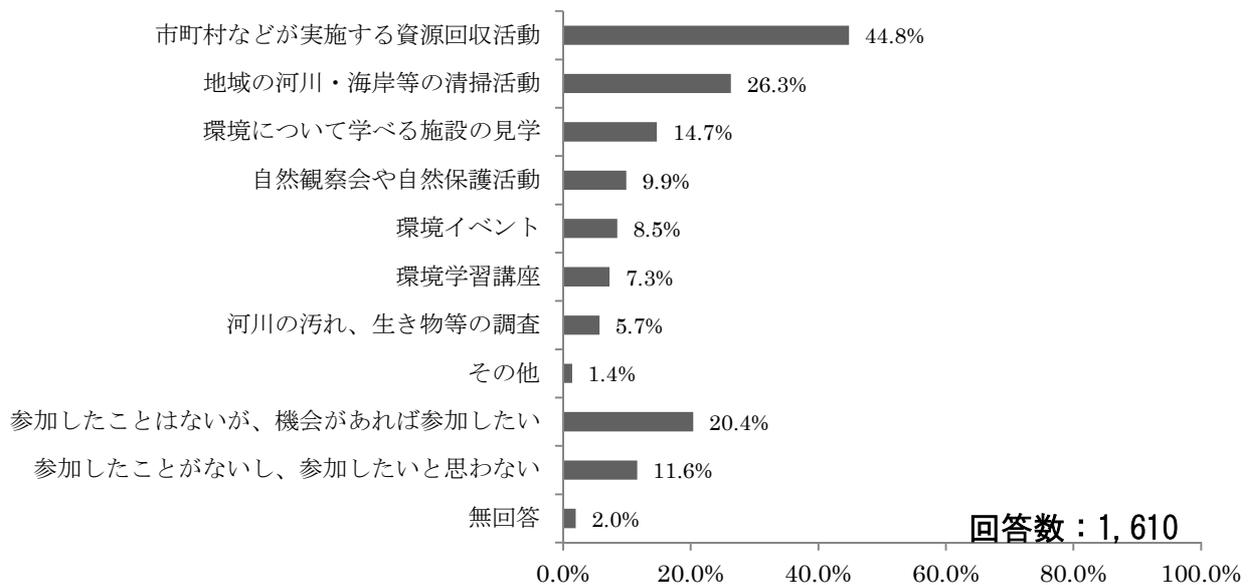


図4-2 環境学習講座や環境保全活動への参加状況（平成28年度県政世論調査による）

以上の結果から、次のような評価としました。

環境学習等の取組は一定の進展がみられるものの、負担感を伴うような行動や自主的参加意欲を要する活動は実践率が低いことから、学びが十分行動につながっていないといえる。

## 2 課題

「環境学習等に関する動向」から、すべての人が、環境問題について学ぶだけでなく、その解決のために、学んだことを活かして具体的な行動を積み重ねていくようになることが環境学習等に求められていると言えます。一方、「これまでの行動計画の評価」では、学びが十分行動につながっていないという現状があります。

そこで、持続可能な社会を支える「行動する人づくり」を進めるために取り組むべき環境学習等の課題として、次のとおり整理しました。

### ○ 行動につなぐ力を育む

環境学習等に取り組む各主体が「行動する人づくり」という目的を共有して、学びを行動につなぐために身に付けることが望ましい力を一人一人に育てていくという意識を持つこと。

### ○ 環境学習等の機会の拡充と質の向上 ～行動につなぐ力を育むために～

環境学習等に参加する機会がすべての人に確保されるとともに、日常生活や活動も環境学習等の機会となるということを浸透させること。また、一層の連携・協働の強化を促すとともに、環境学習等の内容や手法の改善を促すことにより、「行動する人づくり」を効果的に進められるようにすること。

## 3 行動計画の主な改定ポイント

環境学習等を通じて、持続可能な社会を支える「行動する人づくり」を進めることに重点を置き、以下の点から行動計画を改定しました。

### (1) 行動につなぐ力を育む

#### ➤ 環境学習等を通じて育むべき力

環境学習等の推進に当たっては、私たちの生活が環境の恵みの上に成り立っていることを実感し、私たちの活動が、環境に大きな負荷を与えていることを理解し、問題の本質や取組の方法を自ら考え、解決する能力を身に付け、何よりも「行動」に結びつけていくことが必要です。

そこで、学びを行動につなぐために一人一人に身に付けることが望ましい能力・態度として「五つの力」を示し（第2章「1 学びを行動につなぐ『五つの力』」参照）、各主体がそれらを育むことを念頭に置きながら環境学習等に取り組むことにより、持続可能な社会を支える「行動する人づくり」を進めます。

## (2) 環境学習等の機会の拡充と質の向上 ～行動につなぐ力を育むために～

### ➤ 家庭と地域コミュニティを取組の重要な主体として位置づけ

環境に配慮した行動を日常に浸透させていくには、最も身近な家庭や地域でのあらゆる場面を学びの機会を満たしていくことが重要です。

このため、改定に当たり、家庭及び地域コミュニティを、環境学習等の取組の重要な主体として新たに位置づけ、生活や身近な活動と関わる学びや実践を促進します(第2章「2 各主体に期待される取組と施策の展開」参照)。

### ➤ すべての世代の参加を促進する、世代に応じた取組の拡充

環境に配慮した行動は、すべての人が実践していくことが必要です。

このため、すべての世代が環境学習等へ参加できるよう、世代ごとに適した内容や手法などの特色を持たせた環境学習等の機会を拡充していきます(第2章「3 取組の効果的な展開に向けて」参照)。

### ➤ 連携・協働の更なる強化による学び合い・育ち合いの視点の導入

連携・協働は、多様な主体が強みを活かし合って互いの取組を効果的にするだけでなく、互いに学び合うことで、学びや取組の発展につながります。また、世代間でも、子どもからシニア世代までがお互いに学び合うことで、共に成長することが期待できます。このため、コーディネート機能の充実など、主体間や世代間の連携・協働による学び合い・育ち合いを促進します(第2章「3 取組の効果的な展開に向けて」参照)。

### ➤ 実施手法の工夫点を「よりよい学びとするために」として例示

各主体における環境学習等を行動につなぐものとするために、SDGs や身近な環境課題と関連づけるといった機会の拡充や質の向上につながる工夫点を「よりよい学びとするために」として例示しました(第2章「2 各主体に期待される取組と施策の展開」参照)。

## 4 計画の目的・対象・期間

### (1) 目的

本県は、社会の低炭素化や自然との共生、資源循環といった取組が進み、県民が将来にわたり安全・安心して暮らせる、環境・経済・社会が調和した持続可能な地域を目指しています。

持続可能な社会の形成には、「自らが持続可能な社会づくりに関する高い意識を身に付け、自らの価値観により意思を決定し、行動していくことができる人材」が求められます。そこで、本計画では、**持続可能な社会を支える「行動する人づくり」**を目的として、学びを行動につなぐために、一人一人に身に付けることが望ましい力を育む環境学習等を進めていきます。

### (2) 対象

環境学習等には、県民一人一人が環境について理解を深め、問題解決に向けて行動していくことが求められていること、また、SDGs が「地球上の誰一人として取り残さない」を基本的な考え方としていることから、本計画の対象は**すべての県民**とします。

### (3) 計画期間

本計画の上位計画である第四次愛知県環境基本計画が、2030年の愛知の環境のあるべき姿の実現に向けて策定されていることや、SDGs が2030年までの目標であることを踏まえ、本計画の計画期間を**2018年(平成30年)度～2030年度**とし、必要に応じ、概ね5年ごとに見直すこととします。

## 第2章 「五つの力」と各主体の取組の展開

この章では、学びを行動につなぐために一人一人に身に付けることが望ましい力を「五つの力」として示し、それを「家庭」「学校」「社会」において育てていくに当たって、各主体に期待される主な取組と県の推進する主な施策を記載しました。「家庭」「学校」「社会」は、「五つの力」を育む学びの場であり、持続可能な社会を支えるための行動を実践する場でもあります。そして、その行動は、自らの学びを深める機会となってよりよい行動につながるとともに、周りの人々にも気づきを与える機会となるなど、みんなの学びにもつながります。

また、誰もが学べる機会を得られるようにする「世代に応じた取組の拡充」や、各主体の取組を一層効果的なものとする「連携・協働の強化」についても、県の推進する主な施策を中心に記載しました。

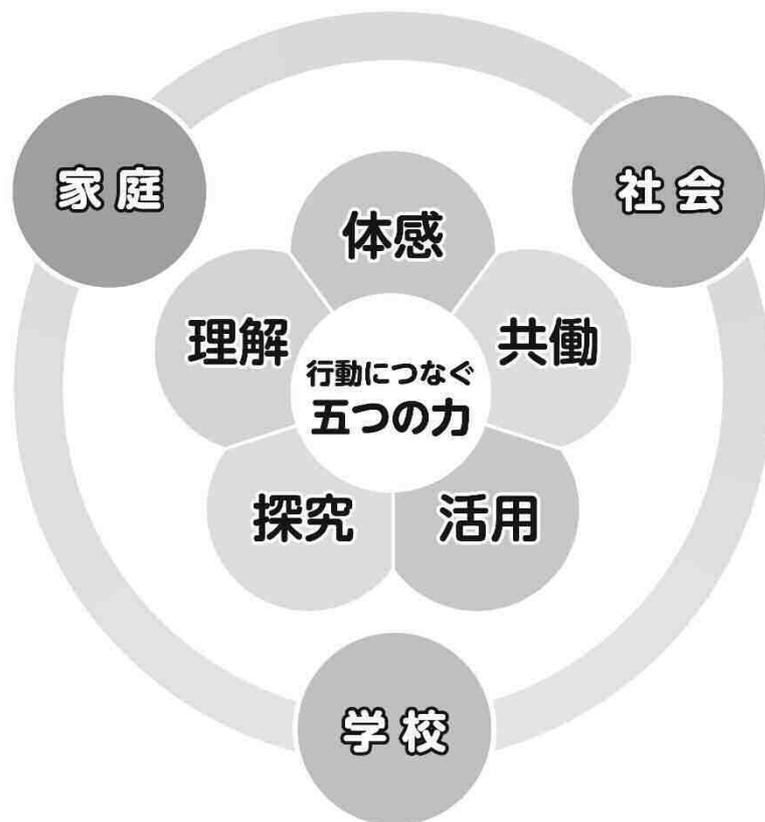


図5 「家庭」「学校」「社会」において育む、学びを行動につなぐ「五つの力」

## 1 学びを行動につなぐ「五つの力」

県内では、多様な主体が様々な環境学習等に取り組んでいます。しかし、前述したように、学びが十分行動にはつながっていないという現状があります。

そこで、学びを行動につなぐため、県民一人一人に身に付けることが望ましい「五つの力」を示しました。各主体がこの五つの力を育むことを念頭に置きながら環境学習等に取り組めるようにすることで、持続可能な社会を支える「行動する人づくり」を推進していきます。

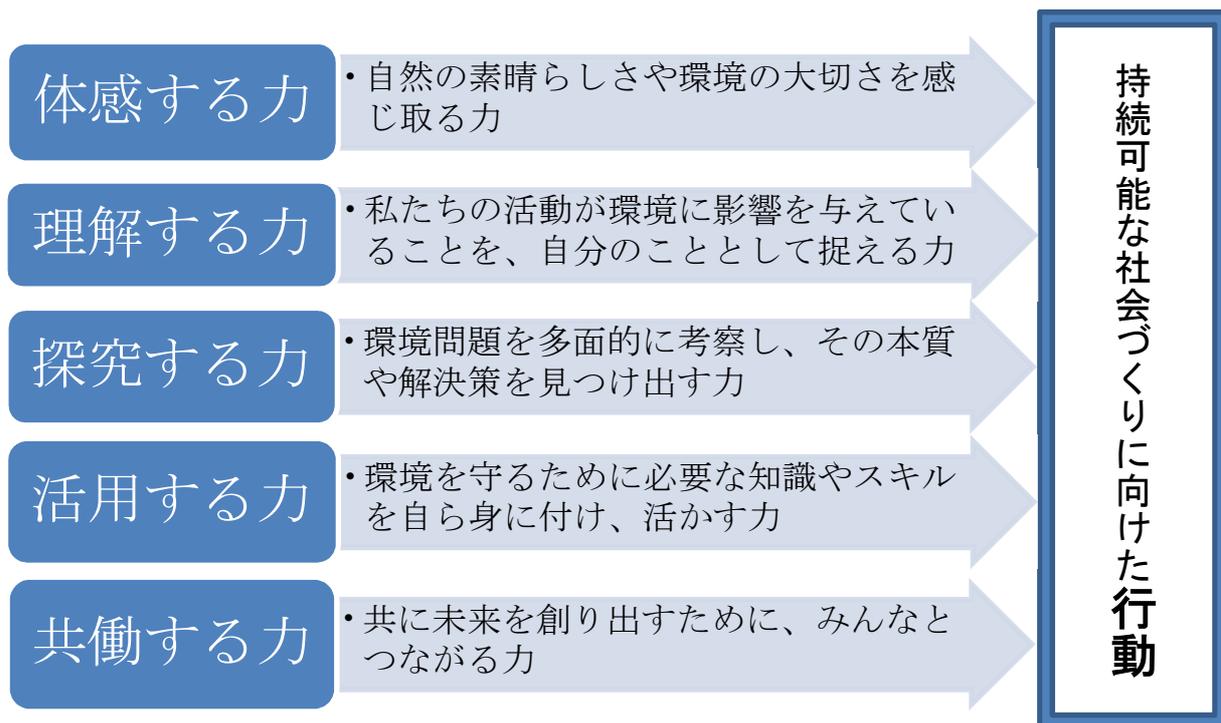


図6 本計画における「五つの力」とその定義

※「五つの力」は、様々な主体が様々な機会を通じて働きかけていくことで、一人一人の中に培われていくものです。

### 【参考】環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針（抜粋） (平成24年6月26日閣議決定)

環境教育や環境保全活動等の推進に当たっては、(中略)幅広く多岐にわたる諸情勢を適切に勘案することが必要です。そして、多種の取組を一過性に終わらせるのではなく、それぞれの主体の意識を更に高めるとともに、個々の主体が取り組みやすくする仕組みづくりが求められています。

また、問題の本質や取組の方法を自ら考え、解決する能力を身につけ、自ら進んで環境問題に取り組む人材を育てていくことが不可欠です。すなわち、私たちの生活が環境の恵みの上に成り立っていることを実感し、私たちの活動に起因する環境負荷が、環境に大きな影響を及ぼしていることを理解し、問題の本質や取組の方法を自ら考え、解決する能力を身に付け、何よりも「行動」に結びつけていくための、環境教育・環境学習が必要です。

私たちは、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律に基づき、持続可能な社会づくりに向けて、様々な主体の自発的な活動を支援し、その基盤となる環境教育等の推進に取り組めます。

政府としては、国民、事業者、民間団体、地方公共団体等様々な主体の自発性を尊重し、これらと協働しながら持続可能な社会づくりに共に取り組んでいきます。

## “体感する力” ～自然の素晴らしさや環境の大切さを感じ取る力～

感覚を使った体験は、実感を伴った学びとして一人一人の心に深く刻まれ、学ぶことの喜びや意欲を生み出すことにつながっていく貴重な機会です。特に、幼少期においては、環境への関心や思いやりの心を育む基礎を築くことにつながります。

このため、環境学習等では、自然の素晴らしさや環境の大切さを感じ取ることができるよう、体験を重ねながら感性を磨いていくことが重要です。学校では体験学習を通して、家庭や社会では日々の暮らしや活動の中での体験・実践を通して、“体感する力”を育んでいくことが期待できます。

## “理解する力” ～私たちの活動が環境に影響を与えていることを、自分のこととして捉える力～

私たちの活動がどのように環境問題を引き起こしたり環境保全につながったりするのか、そしてそれらが私たちの生活にどのような影響となって返ってくるのかといったことに気づくことにより、環境を自分に関わりの深いものとして捉えることにつながり、ひいては環境を守るための行動へとつながっていきます。

このため、環境学習等では、環境問題と学習者との関わりについて気づきを与えるような工夫を施し、様々な環境問題を自分のこととして捉える力を育むことが大切です。学校では知識やものの見方を身に付ける学習を通して、家庭や社会では日々の暮らしや活動を広い視点で見つめ直すことを通して、“理解する力”を育んでいくことが期待できます。

## “探究する力” ～環境問題を多面的に考察し、その本質や解決策を見つけ出す力～

環境問題は、地球温暖化の進行や生物多様性の損失にみられるように、様々な要因が複雑に絡み合っています。

このため、環境問題の解決に当たっては、問題の本質や真に必要な行動が何かということについて、将来的な予測も踏まえながら、知識や経験を駆使して多面的に考察していくことが重要です。学校では総合的な学習の時間などでの問題解決的な学習などを通して、また家庭や社会では実際の問題解決に向けた取組を通して、“探究する力”を育んでいくことが期待できます。

## “活用する力” ～環境を守るために必要な知識やスキルを自ら身に付け、活かす力～

知識やスキルを活かして持続可能な社会づくりに向け行動することで、やりがいや責任を感じ、それが更なる実践へとつながります。また、実践を通して自分に足りない知識やスキルに気づくことで、それらを身に付けたいという意欲につながります。つまり、知識やスキルを身に付ける学習と実践とが互いに作用して、高め合うことが期待できます。

このため、環境学習等においては、一人一人が学習を通して知識やスキルを身に付け、身近なところから実践できる取組を積み重ねていき、そしてその結果を実感できるように工夫していくことが重要です。

家庭では日々の生活の中での実践を通じて、学校では体験学習や問題解決的な学習などを通して、また社会では実際の問題解決の取組を通して、“活用する力”を育てていくことが期待できます。

## “共働する力” ～共に未来を創り出すために、みんなとつながる力～

環境問題の解決には、一人だけではなく、多様な人々がそれぞれの立場において適切な役割を担うことで、より大きな成果を生み出します。“共に”取り組むことで、連帯感が生まれて行動を起こしやすくなったり、強みを活かして行動が発展したりすることも期待できます。

このため、一人一人が他者と力を合わせるものの効果や価値に気づくことのできる取組を通して、みんなとつながることの大切さを実感することが大切です。家庭や社会では日々の生活の中での世代間の学び合い・育ち合いを通じて、学校では授業や行事など学校生活全般を通して、“共働する力”を育てていくことが期待できます。

※本計画では、一人一人の人間が他者と力を合わせる場合に「共働」、事業者や NPO、学校といった主体が他の主体と連携する場合に「協働」を用います。

## 2 各主体に期待される取組と施策の展開

各主体には、以下に示すような各取組を通じて「五つの力」を育み、県民一人一人の学びを行動につなげていくことが期待できます。

五つの力を育んで行動への意欲を引き出すためには、必要に応じ、次の点に心がけることが効果的と考えられます。

- ・自分のこととして捉えやすい身近な課題や場を取り上げる
- ・実感として伝わり記憶に残りやすい体験を取り入れる
- ・楽しい学びで明るく前向きな態度を引き出す

また、各取組の実施に当たっては、世界共通の課題である SDGs と関連づけることにより、行動への意欲を効果的に引き出すことができます。

### (1) 家庭における環境学習等の推進

家庭での日々の生活には、環境学習等の機会が数多くあります。

特別に学習の機会を設けなくても、暮らしの中の様々な場面が気づきや学びのきっかけになります。家庭は、日々の生活と環境との関わりに気づく最も身近な学びの場と言えるでしょう。

また、家庭は、学んだことをすぐに実践できる場であり、その実践を通して体全体で感じたり考えたりしたことを次の実践に役立てることができる場でもあります。

さらに、親から子へ、そして孫へと、世代を超えて学び合うことにより、知恵や知識を伝え合い深め合うとともに、力を合わせて持続可能な社会づくりのための実践を選び積み重ねていくことのできる、最も身近な共働の場でもあります。

各家庭での取組の積み重ねが、持続可能な社会の実現につながります。

#### <家庭に期待される主な取組>

##### 直接体験（身近な自然の体験等）の機会の確保

日常生活で身近な自然にふれる体験をたくさん持つことにより、見る、聞く、触れるなどの様々な感覚で季節の移ろいや生命の不思議さを感じ取れるようになって、自然への畏敬の念を抱くことにつながっていきます。また、身近な生活についても、どのような環境が快適かを感じ取ることもできるようになります。

NPO や事業者などが各地で行っている環境保全活動や環境学習講座へ参加することも、体験のよい機会であり、非日常的な体験をする中で感覚を研ぎ澄ませていき、いつもとは異なる立場や視点から新しいものの見方を見つけることができます。

##### ➤ よりよい学びとするために

##### ◆ 感動や驚きを分かち合う

体験を見守る大人が共感することで、子どもたちの自然や環境への興味や関心をさらに引き出します。

### ◆ 身近な自然をゆっくりと満喫する

自宅の庭や近所の公園で、日頃は目にとめることが少ない小さな生きものなどをゆっくりと観察してみることで、雄大な自然とふれあうことに引けを取らない、感性を育むよい機会とすることができます。

### ◆ 知識として知っていることを実際に体験する

知っていることや教科書で新たに学んだことを実際に試してみることで、より実感を伴った生きた学びが実現します。

## エコアクションの実践

暮らしの中で安全・安心や満足感、心地よさを求めていくこと自体が、環境学習等につながる場合があります。

家庭での生活が環境に及ぼす影響も、積み重なれば社会全体では非常に大きなものとなります。各家庭が、省エネ・省資源型やごみ・環境汚染を減らす暮らしの実践を選び積み重ねていくことは、実践する人に満足感や生活の快適さをもたらすと同時に、私たちの社会を持続可能なものにすることでもあります。また、グリーン購入（エコマーク商品だけでなくフェアトレード商品なども含む）や地産地消などの実践という各家庭での選択が、全体では大きな力となって、環境問題をはじめとする様々な問題の解決に向けて事業者や行政など社会を動かすことにつながります。

### ➤ よりよい学びとするために

#### ◆ 日々の生活から排出しているものに着目する

食べ残しや洗剤の使いすぎなどで毎日の生活から出る排水を汚さないようにしたり、ごみを減らしたりする取組は、身近な川や地域の環境、そしてその自然の中で育まれた地元の食材を守る活動そのものであり、身近ですぐに実践できる学びとなります。

#### ◆ 地元産の旬のものを、適量購入する

地元の自然で育まれた旬の食材を選ぶことは、新鮮でおいしいというだけでなく、輸送距離が短く栽培に必要な燃料も少ないことから、温室効果ガス削減にも貢献しています。栄養価の高い旬の食材を選ぶ、買い過ぎをやめるなどして食品ロスを出さないといった食生活は、各家庭で自然の恵みを実感したり、限りある資源の大切さについて学んだりするよい機会となります。また、身体や家計にもやさしく、社会全体として商品の適正供給や資源の有効活用にもつながり、一石二鳥です。

### ◆ 買物を通じて環境配慮の選択を積み重ねる

原材料は環境に配慮して生産・調達されたものか、製造の際に多量の無駄が出ていないか、生産や輸送に多くのエネルギーが使われていないか、廃棄の際に分別しやすいか…そうした観点から商品を選んでいくことは、知識の蓄えが必要であり、環境学習のよい機会となります。環境配慮の視点で商品を選ぶことは、商品の改善や環境配慮商品の販売拡大を促して、環境を良くしていこうという意思表示を行っていることにもなります。

## 世代間の学び合い・育ち合い

異なる世代が共に暮らす家庭は、いろいろな見方や価値観に出会う、最も身近な世代間の学び合い・育ち合いの場と言えます。家庭では、暮らしの中で培われた先人の知恵や経験を若い世代に伝えるとともに、若い世代は身に付けた新しい知識や技能を他の世代と共有することで、環境にやさしい生活を共に考え、創り上げながら、互いに成長していくことができます。

### ➤ よりよい学びとするために

#### ◆ 昔の知恵・慣習の中から学び合う

「量り売りが多かったから、包装ごみが少なかった」、「薪でご飯を炊いたり、お風呂をわかしていた」、「着物を仕立て直して子に受け継いでいた」など、親から子へ、そして孫へと、昔ながらの知恵や経験を伝えることで、「量り売りのものを選ぶとごみが減るんだ」、「近くの里山に生活を支えられていたんだ」と、生活の中での様々な場面で新たな気づきを得られることがあります。

#### ◆ 学校で得た知識や習慣から学び合う

「地元でとれた野菜や魚は、遠くでとれたものより輸送のための燃料や費用がかからないんだって。」「分別すれば、資源になるよ。」などと、学校で学んだことや実践していることなどを子どもから大人へ伝えることが、環境に配慮した行動に家族みんなで取り組むきっかけとなる場合があります。また、子ども向けの講座に同席することで、保護者が気づきや発見を得ることもあります。

## 《県の推進する主な施策》

### 家庭での環境学習等に役立つ情報の収集・発信

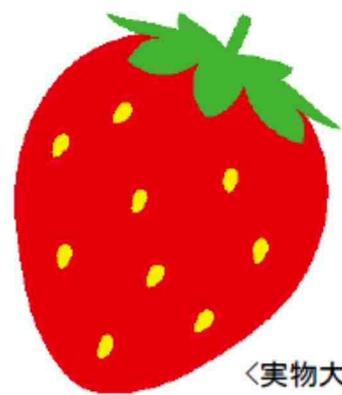
家庭での環境学習等に役立つ具体的な情報を提供することで、日々の生活の中での実感を伴った学びと実践を促していきます。情報発信に当たっては、各分野の施策や事業を通してだけでなく、消費者教育等、家庭や生活に関連する他の施策との連携により、効果的な普及・啓発につなげていきます。

- 地域の特性を活かした体験活動や世代に応じた環境学習、世代間をつなぐ環境学習等の場や機会についての情報収集・発信
- 家庭での環境学習に役立つ環境学習の場や機会の情報収集・発信
- 日々の生活での環境に配慮した取組事例や、安全・安心な生活に必要な知識・情報の発信
- 地域の抱える環境問題と、その解決のために各家庭でできること、さらに各家庭での取組の結果、県全体でどんな効果が期待できるかといった情報の発信

### ～ 情報発信例 ～

一人ひとりが毎日、大きめのイチゴ

1個分のごみを減らしましょう



〈実物大〉

### 体験等を通して気軽に楽しく学び合える機会と場の確保

県が自ら実施する、または他の主体に実施を働きかけるなどして、気軽に参加できる環境学習の機会の提供に努めます。併せて、環境学習を実施する各主体への支援を通じ、様々なニーズに応じた家庭向けの環境学習等の更なる充実を図ります。

また、家庭は多様な世代が同居する場でもあることから、世代間で交流しながら学び合うことのできる環境学習等も実施します。

- 県内環境学習施設等の連携の充実
- 生活との関わりなどについて、体験等を通し、実感を伴って学べる機会の拡充
- 世代間の学び合い・育ち合いに発展する環境学習等の充実

## もりの<sup>まなびや</sup>学舎で自然を体感！

愛知万博で行われた自然体感プログラムを継承する愛知県環境学習施設もりの学舎では、「森の案内人」と呼ばれるインタープリターが、様々な感覚や想像力を駆使して自然とふれあう多彩なプログラムを行っています。

インタープリターは、自然の素晴らしさやその価値を単に知識として伝えるのではなく、参加者が自然を体験したり発見したりすることをサポートすることで、「自然の価値」や「自然と人との関わり」について一人一人の自主的な気づきや学びを促しています。



詳しくは、「もりの学舎」で検索

## あえる AELネット施設で、気軽に楽しくエコが身につく♪

AEL ネット（愛知県環境学習施設等連絡協議会）に加盟している県内 217 施設等\*では、身近な場所で気軽に楽しく環境を学んでいただけます。各施設が特徴を活かしながら、自然、ごみ、水環境などについての体験や調べ学習といった様々な面から環境学習等の機会をそれぞれ提供するとともに、施設間の連携によって地域における環境学習等の質の向上と機会の拡充に努めています。

\*平成 30 年 2 月末現在



詳しくは、「AEL ネット」で検索

## (2) 学校における環境教育の推進

学校は、同世代が集団で過ごす中で、様々な体験を重ねながら知識・技能を身に付けて、成長していく場です。学校での教育を通じて、未来の創り手として必要な基礎的知識や、主体的に考え自主的に行動する力を養うことで、持続可能な社会の実現に向け、様々な課題の解決のために考え、行動できる人材の育成を行うことができます。

### <学校に期待される主な取組>

#### **発達段階に応じた環境教育の実施**

学校では、学習指導要領等に従ってふだんの授業や活動の中に環境の視点を入れていくことにより、発達段階に応じた継続的・発展的な環境教育を効果的に実施することが期待できます。特別支援学校においても、学習指導要領の趣旨に従って、個々の児童・生徒の特性に合わせた環境教育の実施が期待できます。

#### ➤ よりよい学びとするために

##### ◆ あらゆる教科を環境教育に関連づける

環境教育は、主に総合的な学習の時間をはじめ、理科、社会、技術・家庭、道徳などの教科や特別活動の中で行われていますが、例えば、環境に関する文章やデータ、美しい自然を歌った歌詞などを取り上げることで、国語や外国語、算数・数学、音楽などにも環境教育としての側面を持たせることができます。

##### ◆ 学校の施設等を環境教育の教材として活かす

環境教育の機会は、学校の施設等にも見出すことができます。例えば、植物で緑のカーテンを作ることなども、身近な実物教材として利用していくことができます。

##### ◆ 学校行事や実習を、みんなで実践できる環境教育の機会とする

遠足の際にごみを持ち帰る、宿泊研修の際に節電・節水に心がけるなど、学校での行事は、学習した内容を実践したり体験したりできる絶好の機会です。児童会・生徒会の活動や地域の清掃活動などのボランティア活動では、みんなの力を合わせるにより大きな成果が得られることが実感できます。

## **体験学習・問題解決的な学習の充実**

環境教育は、体験や問題の解決を通して具体的な環境保全の行動へと結び付けることが求められます。このため、環境教育の素材として、自分が暮らす地域の自然や社会の課題を取り上げることで、安全・安心や快適さと環境との関わりや、人と環境との関わりを親しみと実感を伴って学ぶことが重要です。

また、知っていることが社会でどう活かされているかが分かることで、「何のために学ぶのか」をより実感できるようになり、それが行動へとつながることが期待できます。

### ➤ よりよい学びとするために

#### ◆ 自然や生きものを体験学習の素材にする

自然の素材は、どんなものにも見立てられる無限の可能性に満ちており、子どもたちの創造力を刺激します。様々な感覚を使って自然にふれる体験で、生きものの多様性や、その多様性を支え育む環境の大切さを自ずと体得していきます。

飼育・栽培などは、生命の営みや自然の不思議さ、尊さについて身をもって体験する機会であり、私たちの命を支える食料への感謝の気持ちを育むことにもつながります。

#### ◆ 環境を問題解決的な学習の題材に取り上げる

公害の歴史や、地域における大気や水の汚染、地球温暖化の進行、廃棄物の問題、生物多様性の損失といった、私たちの社会における様々な問題を取り扱うことは、過去や現在から学び、安全で安心なよりよい未来のための解決策を探る機会となります。

## **ESDの視点を意識した環境教育の実施**

様々な場面での学びを持続可能な社会づくりの視点から関連づけ、計画的に実践することにより、一つの事象を多面的に捉えることができたり、学んだことが有機的につながったりして、学校全体として環境教育を充実させることができます。取組の内容をSDGsと関連づけることで、社会への貢献の視点も明確にすることができます。

### ➤ よりよい学びとするために

#### ◆ 各教科・活動をつないで学びを深める

年間指導計画等の作成に当たりESDカレンダーを活用するなど、各教科や活動等の間をつなぐ取組を学校全体で共有することで、子どもたちの視野が大きく広がり、様々な学びが生きてつながり合う深い学びを実現させることができます。

## **多様な主体との連携・協働による環境教育の実施**

連携・協働により外部の人材や場を活かすことで、学校の中だけではできない体験や実感を伴った、「社会と結びついた授業」が実現しやすくなります。また、子どもたちの育成を通じてよりよい未来を創っていくというビジョンを地域の人々と共有し、社会全体で環境教育を促進していくことにつながります。

### ➤ よりよい学びとするために

#### ◆ 地域の人材や場などの資源を活かす

社会の課題解決に取り組む事業者や NPO 等との連携・協働により、知識と経験に裏打ちされた、効果的に学びを行動につなぐ授業づくりが期待できます。PTA などの地域コミュニティにも、様々な能力を持つ人材が豊富に存在すると考えられます。

また、環境学習施設等や企業、大学の施設、NPO の活動フィールドなど、地域には環境教育に活用できる資源が豊富にあります。

## **学校の外へと発展する環境教育の実施**

学んだことを家庭で試したり地域で実践したりすることで、家庭や地域での学び合い・育ち合いへと発展することが期待できます。そのため、環境教育では、家庭や地域を巻き込んだ、実践的で身に付きやすい展開が重要です。

### ➤ よりよい学びとするために

#### ◆ 家庭での学び合い・育ち合いにつなぐ

環境の視点を入れた課外活動や家庭学習は、保護者にとっても学びの機会となり、互いの知識や経験の共有を促して、家庭での学び合いや実践の継続につながります。例えば、冷蔵庫の中の食材の産地を調べる家庭学習や、授業参観などで児童生徒が保護者と一緒に行う自然素材を使った工作などは、家庭で自然や環境について学び合う機会を提供することになります。

#### ◆ 地域での学び合い・育ち合いにつなぐ

校内の草取りや地域の美化といった活動を PTA などの地域コミュニティと一緒にすることは、地域での学び合いの場をつくることになります。NPO 等と連携した取組の中に環境の視点を取り入れるなどの工夫も、学校から地域に環境教育を発信することにつながります。さらに、例えば、幼稚園と高等学校、中学校と大学など異なる種類の学校が共に活動することで、学校の枠を超えた世代間の学び合いにも発展します。

## **環境教育やESDの推進のための人材育成と研究**

学校教育の様々な場面で環境教育を行ったり、各教科や活動をESDの視点でつないだりできるようにするためには、教員に対する研修が重要です。大学においては、持続可能性の観点を持って各専門分野で活躍できる人材を養成していくことも求められます。

また、主に大学では、各学校の特性に応じて、環境教育やESDの推進につながる研究を行い、その成果を学校や社会の中で活かしていくことも期待できます。

### ➤ よりよい学びとするために

#### ◆ 学校間で経験や知見を共有して深める

各学校での実践から蓄積された経験や知見は、他の学校での実践を効果的に進めるのに大いに役立つことから、事例研究などを通して積極的に学校間で共有したり深めたりすることが重要です。

## ≪県の推進する主な施策≫

### **環境教育の促進（学校全般）**

学校での環境教育を一層促進するため、教員にとって過度な負担とならずに、学習指導要領に沿った授業等の中に環境の視点を盛り込んでいくことができるよう、学校に対する様々な支援を行っていきます。また、学校が多様な主体と連携・協働した効果的な体験学習を行いやすいよう、環境づくりを進めます。

- 環境教育に必要な人材や場、教材とのマッチングの仕組みの提供
- 県内環境学習施設等のネットワークを活かした、環境教育の機会の拡充と質の向上
- 効果的な環境教育を実施するための教員研修の実施
- 環境教育の参考となる、地域資源の活用事例や、学び合い・育ち合いに発展した事例についての情報提供
- 環境教育に活用できるデータや情報の、学校が使いやすい形での発信（環境に関するデータ、発達段階に応じた体験的学習の場や教材、専門的な人材、財政的支援に関する情報など）
- 表彰・コンクール等による、優れた環境教育の取組への支援

## **発達段階に応じた環境教育の促進**

環境教育に求められる役割や必要な手法は発達段階ごとに異なることから、各段階に応じたきめ細かい支援等を行って、学校での環境教育を一層充実していきます。

### **◎ 幼稚園等・小学校低学年**

幼少期から小学校低学年にかけては、様々な感覚に働きかけることが有効であり、生涯の記憶として残りやすくなります。また、自然の中で自由に遊ぶことで体力や好奇心、あるいは一緒に遊ぶ仲間との社会性も身に付けることができます。自然体験を通して、人と自然の関係を認識していきます。

このため、幼稚園・保育所・認定こども園、小学校低学年レベルにおいては、自然の中で遊び、楽しみながら自然に対する感性や環境を大切に思う心を養うことができるよう、自然とふれあう学習を重点的に促進します。

#### ○ 自然とふれあう学習の促進

地域の田畑・森・川・海や校内・園内の菜園における農業・林業体験などの学習や、季節の移ろいに伴う自然の変化を体感できる身近な自然（里山や里海、都市公園、校庭・園庭など）の中での年間を通じた活動、県環境学習施設「もりの学舎」等における自然への関心を刺激する参加体験型学習等

### **◎ 小学校高学年・中学校**

小学校高学年から中学校においては、自然の仕組みや生物の多様性、人間を取り巻く環境問題などについて学習します。この学びをより深い学びとするため、学習状況に合わせて、次のような体験的・探究的な学習を盛り込んだ効果的な環境教育を促進します。

#### ○ 里山や里海など身近な自然の中での体験学習の促進

自然（生態系）は、気候や地形などをもとに、食物連鎖、共生・寄生など多様な生き物のバランスによって成り立っていること、農林水産業が自然の力によって成り立っていること、自然によって私たちの暮らしや社会活動が支えられていること、自然の破壊が進んでおり保全が必要なことなどが学べる体験学習等

#### ○ 低炭素社会の形成に向けた学習の促進

エコライフの実践を促すため、講義や実験を通じ、資源とエネルギー、地球温暖化の防止や気候変動への適応などについて学べる出前授業等

○ 水に関する学習の促進

身近な水辺の生き物や水質の調査を通じて、生活が川や海に与える影響と生活排水対策、水の循環と生活との関わりなどについて学べる出前授業等

○ 資源循環や廃棄物に関する学習の促進

暮らしの中で出る廃棄物がどのように処理され、資源化されているかを学べる、廃棄物処理場、下水道処理施設等の見学や出前授業等

○ 買物や食に関する学習の促進

旬の時期に地元で生産されたものを消費（食べる・利用する）し、生産や輸送にかかるエネルギーを節減する地産地消など、商品の生産から廃棄までのライフサイクルにおける環境負荷等を考えた買物について学べる出前授業や、自然界の中で動植物と共に生きている自分の存在について考え、環境や資源に配慮した食生活の実践を促す食育等

## ◎ 高等学校

高等学校における環境教育では、自然や環境を守り、環境問題や人間を取り巻く様々な問題を解決するための、具体的な行動に結び付けることまで期待できます。このため、発展的・専門的な環境教育により、自然科学や環境への興味・関心を高め、課題解決に向けて考察する態度を身に付けることを促進します。

○ 身近な環境課題の解決に向けた学習の促進

身近な環境への興味・関心を高め、持続可能な社会づくりに向けた行動を促進する、地域の環境課題についての調査研究とその成果普及の取組

○ 再生可能エネルギー等に関する学習の促進

日常生活におけるエネルギーの使い方や、現代社会におけるエネルギー事情、再生可能エネルギーや新エネルギー技術などについて学べる、事業者との連携による出前授業等

○ 自然科学等に関する学習の促進

生徒の自然科学や技術革新への興味・関心を高めるための、大学における高校生対象の講座の開催の促進や、生徒が研究結果を発表する機会の提供

○ 環境への興味・関心を高め、考察する態度を身に付ける学習の促進

県立高校に設置した総合学科の自然科学に関する系列、農業・水産・工業・商業・家庭などの専門学科、普通科の自然科学コース等をはじめ、すべての高等学校等における、様々な環境への興味・関心を高め、考察する態度を身に付けるための学習など

## ◎ 大学・専門学校（高等教育機関）

大学や専門学校などの高等教育機関は、学校であると同時に、その専門性から、社会における環境学習等を担う重要な主体の一つと言えます。このため、教育機関として学生に向けた環境教育を実施するほか、他の学校や、家庭、地域コミュニティといった他の主体との連携・協働により、専門性を活かした環境学習等を実施することを促進します。

- 各専門分野に応じた環境教育の促進  
大学や専門学校の専門的な人材育成を活かした、各専門分野に応じた環境教育の促進
- 多様な主体との連携・協働による、専門性を活かした環境学習等（家庭や地域コミュニティなど他の主体向けなど）の促進  
大学や専門学校の専門性を活かした、多様な主体との連携・協働による環境学習等や、大学生等が事業者などとの連携・協働により環境課題の解決に向けた具体的方策を研究する取組

## (3) 社会における環境学習等の推進

持続可能な社会づくりのためには、社会を構成するすべての主体が、それぞれの特性に応じ、適切な役割を果たしながら、継続的・発展的に環境学習に取り組んでいくことが必要です。

社会においては、事業者やNPO等の環境に関するノウハウや専門性、地域コミュニティのネットワーク等を活かしながら、学校も含めた各主体が連携・協働してお互いを補い合うことで、より発展的・専門的で実践的な環境学習を展開することが期待できます。取組の内容をSDGsと関連づけることで、社会への貢献をより明確に示すこともできます。

### ア 事業者

事業者は、環境と経済の両立を目指した事業活動を進める中で、低炭素社会や資源循環型社会の実現、自然との共生などの様々な環境課題の解決に寄与することができ、それにより、事業者自身に新たな企業価値を創出し、経済と環境の両面からの持続性を高めます。こうした取組を進めるに当たっては、社員の環境に対する意識を高めることが必要です。また、学校や地域との連携・協働により、事業者としてのノウハウやスキルを活かした環境学習等を積極的に行うことで、学校や地域へ寄与することができます。

## ＜事業者に期待される主な取組＞

### 社員教育の中での環境学習等の実施

取り扱う製品・サービスと地球環境との関わりや、事業所と地域の環境との関わりなどについて知る環境学習は、社員の環境意識を高め、事業者が環境に関する取組を進めていくための第一歩と言えます。コンプライアンスの徹底や企業イメージの向上、さらにはリスクの低減やコストダウン、技術革新等といった効果も期待でき、環境負荷を低減して事業活動を持続可能なものとするにもつながります。

#### ➤ よりよい学びとするために

##### ◆ 環境と事業活動との関わりについて把握する

事業活動による環境へのプラスとマイナスの影響を把握し、事業の方向性や手法を決定していくに当たり、環境マネジメントシステムの導入・実施のほか、事業活動とSDGsの目標との関連づけなどを活用することができます。また、環境法令の届出書類も、事業活動や事業所と環境との関わりが見える化されたリスクマネジメントのツールとして活用することができます。

また、地域における環境保全活動に参加することも、地域の環境との関わりを体感するとともに、事業者の考え方や方針を住民に伝える貴重な機会です。

### 事業活動での環境負荷低減を通じた実践的な環境学習の実施

事業者は、製品・サービスのライフサイクル全体（資源採取—原料生産—製品生産—流通・消費—廃棄・リサイクル）や国際的な事業展開などの様々な場面で、環境負荷低減に努めることが求められます。その取組は、消費者や取引先に対して、製品を通して環境について考え、持続可能な社会の実現に向けた行動を実践する機会を提供することにつながります。また、自らの人材や施設、ノウハウ等を活かした環境学習等の実施や地域の環境保全活動の支援は、事業者の社会的責任としてだけでなく、事業者自らの活動の社会的意義を追及し、持続的に発展していくためにも極めて重要です。

#### ➤ よりよい学びとするために

##### ◆ ライフサイクルの視点で環境配慮に取り組む

例えば、製造業の事業者であれば、ライフサイクル全体として大きく環境負荷を低減することができます。具体的には、生物多様性の保全とその持続可能な利用や生産者の安全性に配慮した原料の調達、製造・運搬時の温室効果ガスや製造工程からの廃棄物を減らす技術の採

用、廃棄時の資源回収や使用時の水や電気量の削減まで考えた製品設計、廃棄後の分解による安全性や生態影響の考慮といった工夫を凝らすことができます。そうした取組により、消費者としての県民に環境配慮行動を選択できる機会を提供することにもつながります。

農林水産業であれば、自然体験や農業・林業・水産業体験などを通して、環境に配慮した事業活動を行うことが地域の自然環境の維持管理に役立っていること、食という人間が生存するうえで基本的な部分を扱っていることなどについて、実感を持って学べる機会を提供できます。

#### ◆ 消費者や取引先へ気づき・学び・実践の機会を提供する

ライフサイクル全体での環境負荷低減の取組や、製品の使用に当たって環境に配慮するための留意点などについて広く発信することで、消費者や取引先へ気づきや学びの機会を増やしていくことができます。

例えば、小売業や製造業が、「この製品を選ぶことで、SDGs の『つくる責任、つかう責任』、『海の豊かさを守ろう』という目標の達成に貢献できる」、「この製品を選ぶことで、同等の従来品よりも CO<sub>2</sub> 排出量を〇%削減できる」といった分かりやすい説明や成果の見える化を行うことで、消費者に学びの機会を提供することになります。

また、社会や環境などに配慮した消費<sup>\*</sup>を促すインセンティブを付与することで、持続可能な社会づくりに向けた実践を促すことにもつながります。

<sup>\*</sup> フェアトレードなどのエシカル(倫理的)消費は、「安さ」や「便利さ」の裏にある人や社会、環境への影響を意識した消費行動で、世界で起きている様々な問題の解決に消費者として寄与する、有効な手段のひとつです。

### 多様な主体との連携・協働による環境学習等の実施

事業者は、社会のニーズに応えたり新たな価値を創出したりするなど、様々な課題解決に取り組んでいます。そうして蓄積した専門的な知識や技術等は、実感を伴う、より効果的な環境学習等にも活かすことができるため、学校や地域コミュニティ等との連携・協働の推進が求められます。

#### ➤ よりよい学びとするために

##### ◆ 事業活動で培った専門性を活かす

専門的な知識や技術を活かした出前授業や、施設等での見学・体験の受入れなどは、学校などで学んだことが社会の中で実際にどう活かされているかを、実感を持って学べる絶好の機会です。こうした取組を学校や児童館などで行うことは、学校教育や地域コミュニティへの貢献につながるほか、事業者にとっても、社会的意義や価値に気づいたり、人材育成の機会になります。

### ◆ 事業者の持つ資源を環境学習等に活かす

事業者の中には、環境教育等に取り組む学校やNPO等へ、実験用の教材の貸出や自社敷地内のビオトープや緑地などの開放、助成制度など資金面での支援を行っているところもあります。また、体験学習などを通して、人と環境との関わりや生物多様性などについて深く学ぶ様々な機会を提供している事例もあります。

事業者ならではの強みを活かしたこうした取組は、学校やNPOなどにとって、貴重な学びの機会の確保につながっています。

また、表彰やコンテストなどの実施は、学校などにとって取組の大きな励みとなる、効果的な支援策の一つです。

## 〈県の推進する主な施策〉

### 社内外に向けた環境学習等の促進

事業者による環境学習等の取組を一層促進するための様々な取組を、必要に応じて産業支援等、関連する他の施策とも連携して、効果的に実施していきます。

また、事業者の持つ資源を活かした効果的な環境学習等を拡大するため、多様な主体と連携・協働しやすい環境づくりも推進します。

- 環境学習等を行う事業者への支援（情報収集・提供など）
- 表彰や社会・環境への配慮の観点からの優遇措置等を通じた、優れた技術開発や活動等の支援
- 環境マネジメントシステム等に関する情報提供と運用の支援
- 主体間をつなぐ仕組みや促進策（コーディネート制度など）の提供
- 優れた取組事例の共有の促進

## イ NPO等

NPOやNGO等の民間非営利組織やボランティア団体（地域コミュニティを除く）は、持続可能な社会づくりに向けた様々な課題解決のための活動を行っています。NPO等がそれぞれの活動を活かして地域における環境学習等をさらに発展・拡大させていくことは、持続可能な社会を支える人づくりを充実させるための一翼を担うことにもつながります。

## 〈NPO等に期待される主な取組〉

### 地域における発展的な環境学習等の実施

NPO等は、活動分野に関連する専門的な知識や経験を活かすことで、体験的・実践的な環境学習の機会を提供するとともに、ネットワークを活かして多様な主体と連携・協働することにより、あらゆる主体の環境学習等の取組を充実させることができます。

➤ よりよい学びとするために

◆ **連携・協働で自らの強みを活かす**

NPO等は、それぞれの目的に応じてリサイクル活動や自然保護活動、事業者等の環境マネジメントシステムの相談といった活動を行っており、その分野での経験から得た知識やノウハウを蓄積しています。また、豊富なネットワークや行動力なども持っています。それらを活かすことで、社会の中で課題解決に向けた取組がどのように行われているか、実感を持って学べる環境学習等を実現することができます。連携・協働先のニーズに沿った形で強みを活かすことは、NPO等自身にとっても人材育成の機会になるほか、社会の中での自らの価値に改めて気づく機会になります。

◆ **連携・協働を促して他者の力を活かす**

NPO等の中には、各主体間の連携・協働を促す調整（コーディネート）を行っているところもあります。そこで培ったノウハウやネットワークは、例えば環境教育に取り組む学校と専門家をつなぐコーディネーターの役割を担うことで活かすことができます。

## 《県の推進する主な施策》

### NPO等のポテンシャルを活かした環境学習等の促進

NPO等の持つ資源を活かした効果的な環境学習等をさらに拡大するため、多様な主体と連携・協働しやすい環境づくりを推進します。

また、NPO等の活動の深化・活性化を促すことで、環境学習等の一層の拡大・発展を促進します。

- 環境学習等を行うNPO等への支援（情報収集・提供、研修、表彰制度など）
- 主体間をつなぐ仕組みや促進策（コーディネート制度など）の提供
- 優れた取組事例の共有の促進

## ウ 地域コミュニティ

自治会、老人クラブ、子ども会、PTAなどの地域コミュニティは、目的に応じて様々な団体が活動を行っており、地域づくりの主要な担い手となっています。このため、生活に密着した日々の活動を通して、様々な課題に対応した環境学習等の機会を提供することができます。また、こうした活動は、地域の魅力を再発見するきっかけになって、参加する人たちの生きがい、やりがいの向上につながり、それが活動や人材の育成をより活発にして、地域のネットワークの強化や活性化を促すといった好循環が期待できます。

## ＜地域コミュニティに期待される主な取組＞

### 地域の行事や課題を素材にした環境学習等の実施

地域コミュニティの活動は地域住民の知識を深め、意欲や行動を高めるものであり、そこに環境配慮の視点を取り入れることで、地域ぐるみの様々な環境学習等の機会を提供することができます。認識を共有しながら地域のネットワークを活かして共に学び合い育ち合うことで、地域の課題解決に向けた実践につながります。また、子どもから高齢者まで関わりがあることから、世代を超えて学び合い育ち合う、またとない機会ともなっています。

#### ➤ よりよい学びとするために

##### ◆ 定例行事や地域の拠点を活かす

例えば、地域の行事で豚汁や餅を振舞う際、マイ箸・マイ椀持参方式にすることで、参加者がごみを減らす体験の機会を提供することができます。

防災訓練の際に、非常食の定期的な確認を呼びかけることは、家庭での危機管理の向上や地域の防災意識を高めるだけでなく、保存食品の期限を確認して食品ロスを減らす取組にもつながります。

公民館や児童館、図書館といった地域の拠点や公園など身近な自然を活かした環境学習も、地域コミュニティならではの強みを活かした取組です。このように、各地域コミュニティの取組は、ちょっとした工夫で環境学習とすることができます。取組の実施に当たっては、連携・協働により事業者やNPOなどの専門性を活かすことで、より実感を伴った学びとすることができます。

##### ◆ 成果や目的を共有する

例えば、市町村と連携して、分別回収で誤って混入することが多いものの例や、なぜそれが良くないのかといったことについて回覧で町内に注意を呼びかけることで、地域のごみの分別が進むことにつながるだけでなく、各家庭での生きた学びの教材となります。また、「分別が徹底されていたおかげで、回収された資源が高値で買い取られた」などと成果を併せて発信することで、リサイクルの意義を理解させるという教育的な効果が期待できます。

##### ◆ あらゆる世代が参加しやすいしかけをつくる

行事などで世代ごとに役割を任せたり、それぞれ活躍の場を確保したりして、それをうまく組み合わせることにより、家庭や地域での世代間の学び合いを促すことにもつながります。

例えば、地域の資源回収では、集められた資源ごみがどのようにリサイクルされるかを親子で学べる機会を盛り込むことができます。

## 《県の推進する主な施策》

### 地域コミュニティのネットワークを活かした環境学習等の促進

地域コミュニティのネットワークや既存の活動を活かした環境学習等が普及・浸透するような環境づくりを、地域コミュニティと密接な関わりを持つ市町村の施策とも連携して、効果的に推進していきます。

- 環境学習等を行う地域コミュニティへの支援（情報収集・提供、研修、表彰制度など）
- 主体間をつなぐ仕組みや促進策（コーディネート制度など）の提供
- 優れた取組事例の共有の促進

## エ 行政

市町村や県には、家庭、学校、事業者、NPO 等、地域コミュニティといった多様な主体が、持続可能な社会を支える人づくりとしての環境学習等に取り組める環境を整えることが求められます。

一般的には、基礎的自治体である市町村は、地域の多様な主体による地域特性を踏まえた環境学習等の取組を促進することが、広域自治体である県は、そのための計画や仕組み等の環境づくりとともに、市町村の枠を超えて実施することが効果的である取組を行うことが、それぞれの主な役割と言えます。

また、市町村や県には、持続可能な社会づくりに関わる様々な分野の施策があり、それらを組み合わせることで、多様な視点から環境問題を捉える効果的な環境学習等とすることができます。さらに、それらの課題を SDGs に当てはめて考えることで、環境問題を地域間や他分野とのつながりの中で理解するきっかけとなります。

市町村と県は、これらを踏まえ、それぞれの役割に応じた取組を推進することが必要です。

注)環境教育等促進法では、都道府県及び市町村は行動計画を作成するよう努めること、地方公共団体の責務として、その地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施するよう努めることとされており、基本的に県と市町村の役割や責務に差異はありません。このため、ここで記載する市町村の取組が、市町村独自の行動計画の作成や施策の実施を制限するものではありません。

## ＜市町村に期待される主な取組＞

### 地域の特性を活かした環境学習等を実施できる環境づくり

市町村は、地域の実情にあった環境学習の取組の方向性を定め、そのために必要な計画の策定や指導者の育成・活用といった仕組み等を整えていくことで、地域コミュニティや地元の学校、事業者、NPO等が、地域の特性を活かした環境学習等に取り組みやすい環境をつくることができます。

➤ よりよい学びとするために

◆ **地域の各主体とビジョンや課題認識を共有する**

ごみの削減や河川の水質保全など、環境行政上のビジョンや課題、その解決のためにできることについて広く発信することは、地域住民と認識を共有し、地域全体での課題解決に向けた学習の取組につながります。その際、例えば、家庭や学校、事業者、地域コミュニティなど、環境学習等を行う各主体のニーズに沿った、情報提供を行うことが重要です。

◆ **身近にある場や機会を活かして環境学習等を促進する**

環境学習施設や図書館、公民館等の社会教育施設、身近な自然なども貴重な地域資源であり、講座の開催や見学の受入れなど各施設の強みを活かすことで効果的な環境学習が実施できます。そのほか、産業、歴史文化施設など地域に身近にあるものやイベント等も、環境学習等の場や機会として活用することができます。

**事業体としての環境負荷低減に向けた、職員への環境学習等の実施**

市町村自体も事業体であることから、事務や事業に伴う環境負荷の軽減を図るための取組（環境マネジメントシステムの導入など）や、職員への環境面での持続可能な社会づくりを目指した環境学習を充実させることが必要です。

**環境学習等を行う各主体への支援**

各主体等が行う環境学習等を発展的・継続的に促進するためには、行政による様々な支援が重要です。単独の市町村だけでは難しい取組も、各主体との連携・協働により実施することで容易となり、住民の多様なニーズに合わせたきめ細かい行政サービスを提供できます。

➤ よりよい学びとするために

◆ **側面からサポートする**

教材やプログラムなどの提供・貸与、資材などの支援は、各主体の環境学習等の機会と質の拡充につながります。学校では、外部講師等による出前授業などのニーズが高まっており、それらに応えるための支援策も期待できます。

◆ **環境学習等の機会についての情報を分かりやすく提供する**

環境学習講座や環境保全活動がいつどこで行われるのか、誰がどのような出前授業を実施でき、どのようなプログラムを持っているか、どこにどんな施設があるのかといった環境学習等に役立つ情報をはじめ、地域の環境学習施設やフィールドに関する情報を蓄積し、取りまとめて発信することで、環境学習等の機会を十分活用できるようになります。

#### ◆ 環境学習等に取り組む各主体をつなぐ

環境学習等に役立つ情報の蓄積は、支援を必要としている者と、それを提供できる者とのマッチングに必要不可欠です。また、そのマッチングをコーディネートできる人材が身近にいることは、各主体間の連携・協働を効率的・効果的に行っていくうえで有効であり、市町村にもそうした人材の育成が期待できます。

#### ◆ 優れた取組を発掘・発信する

表彰やコンクールなどは、優れた取組を広く知らせる効果があります。また、受賞や出場を機に、自身がその意義を再認識して取組をさらに継続・発展させることにもつながります。また、表彰事例の成功要因や背景などを広く共有することにより、他の主体へも同様の取組が広がるきっかけとできます。

#### ◆ 行政情報を環境学習等に活かす

水質やごみの排出量など行政が持つデータを分かりやすく加工して、地域の環境を学ぶ「ご当地教材」とすることで、教材に掲載されている一般的なデータよりも、親近感や当事者意識を持って学ぶことができます。

### 《県の推進する主な施策》

県では、前述の「市町村に期待される主な取組」と同様の施策に加え、広域自治体として次のような施策を推進していきます。

#### 県内全域を対象とした環境学習等の推進のための環境づくり

県は、地域コミュニティや地元の学校、事業者、NPO等のほか県内の市町村が取り組む環境学習等を推進するため、県内全域を対象とした環境学習に関する計画の策定や、それを推進するための仕組み等を整える環境づくりを進めていきます。また、市町村のニーズや特性等に応じた助言等の支援も、必要に応じて行っていきます。

また、県内には多くの環境学習等の施設が整備されていることから、県がそれらの施設間の連携を促すことで、各施設が有する経験・ノウハウ等を相互に共有し、環境学習の質の更なる向上を図ります。さらに、主体間での連携・協働による経験・ノウハウ等の相互共有も促進します。

- 県内全域を対象にした環境学習等に関する計画等の策定及び推進
- 県内環境学習施設等の連携の充実
- コーディネート機能の充実など、連携・協働を促進するための環境づくり

## **環境、環境学習等に関する情報の収集・提供**

各主体が環境学習等を行う際に役立つ情報を提供することの重要性は市町村と同じですが、県ではさらに、市町村が必要とする広域的な情報についても収集・提供していきます。

例えば、世界や国の動きを踏まえた地球温暖化・生物多様性の減少・資源循環等の問題について、国のデータ等を有効に活用しながら必要な情報を収集・提供していくことで、効果的な環境学習等を支援していきます。

○ 環境、環境学習、各主体の活動等に関する情報の収集・提供

### 3 取組の効果的な展開に向けて

「行動する人づくり」を進めるためには、環境学習等を通じて「五つの力」を育んでいくことに併せて、その機会を拡充することや手法の工夫などにより、学びの質を高めることが大切です。ここでは、環境学習等を効果的に進めるための視点から、県の推進する主な施策を中心に記載しました。

#### (1) 世代に応じた取組の拡充

環境学習等は、持続可能な社会を支える人づくりであり、継続的・発展的な実施が必要です。そして、世代ごとに適した環境学習等は異なるため、それぞれ特色を持たせた内容とすることが求められます。

そのため、誰もが学べる機会を得られるよう、行政をはじめ地域のあらゆる主体がそれぞれ、または連携・協働により、様々な世代に応じた環境学習等を拡充していくことが重要です。

#### 《県の推進する主な施策》

各世代のニーズに対応した環境学習等の場や機会の充実に努めるなど、各主体が実施する多様な環境学習等を支援していきます。

#### 世代に応じた環境学習等の実施と情報の提供

各世代に合った環境学習をはじめ、楽しみながら環境への関心を高めて行動につながるようなことができるよう、誰もが学べる環境づくりに努めます。また、多様な主体が実施する環境学習講座や環境保全活動がいつでもどこで行われるのか、どこにどんな施設があるのかといった情報を蓄積し、取りまとめて発信できる体制づくりを進めます。

- 各世代のニーズに応じた環境学習等の推進とそのための環境づくり
- 環境学習コーディネーターの設置とその活用の促進など、連携・協働を推進する仕組みの運用
- 県内環境学習施設等の連携の充実
- 環境、環境学習、各主体の活動等に関する情報の収集・提供
- 環境学習指導者の育成・活用

## (2) 連携・協働の強化

各主体の取組を一層効果的なものとするには、主体間や世代間の学び合い・育ち合いへと発展する連携・協働を一層促していくことが必要です。

### ア 多様な主体の連携・協働

環境学習等は、地域を教材とした自然体験、社会体験、生活体験などの実体験を通して、より実践的に実感を持って学ぶことが重要です。そうした効果的な環境学習等には、各主体が相互に連携・協働して、それぞれの持つ人材、場、プログラム等の資源を活かし合っていくことが欠かせません。連携・協働により、補い合いを超えた相乗効果が生まれることも少なくありません。

こうした連携・協働は、地域の人材がその橋渡しをすることで、効率よく進めることができます。その役割を担うのがコーディネーターであり、その育成や活動支援が連携・協働の成功を左右する重要な鍵と言えます。

### 《県の推進する主な施策》

#### 連携・協働を促進するための環境づくり

主体間の相互理解を促して連携・協働機能の充実を図るための仕組み等を最大限に活かし、各主体のポテンシャルを活かした効果的な環境学習等が展開されるよう促進します。

- 環境学習コーディネーターの設置とその活用の促進など、連携・協働を推進する仕組みの運用
- 環境教育協働授業づくりハンドブックを活用した研修等の実施
- 県内環境学習施設等の連携の充実

## イ 世代間の連携・協働

異なる世代が学び合うことで、異なる時代のことを知り、互いに気づきや発見を得る育ち合いに発展し、深い学びにつながります。

### 〈県が推進する主な施策〉

#### 世代間の学び合い・育ち合いを促す環境学習等の推進

世代間の学び合いを促すための環境づくりを行います。また、各主体が実施する環境学習等の中に、世代間の学び合い・育ち合いを意識した内容が盛り込まれるよう、必要な情報を収集・発信して支援します。

- 高齢社会を踏まえ、中高年等の知識や経験を環境学習等で活かすための環境づくり
- 世代間の連携・協働により深い学び合い・育ち合いにつながった事例についての情報収集・発信

### 連携・協働しやすい環境づくり

環境学習等において実感を伴った学びとするためには、専門的な人材への依頼や実体験のできる教材・施設などの活用が有効です。

そこで、愛知県では、体験等を通じた実践的な環境教育を広く実現していくことを目指し、環境学習を受けたい方（学校、地域コミュニティ、企業など）と環境学習を提供できる方をつなぐ環境学習コーディネーターが、講師、教材、場所、施設などの紹介や調整を行っています。



また、環境教育 協働授業づくりハンドブックでは、社会の課題解決に取り組む事業者・NPO が、専門的な知識や技術等を生かして学校と授業を一緒につくり上げることにより、子どもたちが学んだことを生活や社会に結びつけて行動できるようになることを、事例を通して分かりやすく紹介しています。



## 第3章 計画の推進

### 1 推進体制

本行動計画は、県、市町村、県教育委員会、学校教育及び社会教育関係者、県民、事業者、NPO等、学識経験者から構成された「愛知県環境教育等推進協議会」の協議を経て策定しました。本行動計画における具体的な取組の実施に関し、同協議会の構成員が中心となり、相協力して環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組を推進していきます。また、同協議会において本行動計画の進捗を把握し、その結果を効果的な施策展開につなげていきます。

### 2 進捗状況の把握

行動計画の進捗状況の把握に当たっては、代表的な取組がどれだけ進んだかを数値により定量的に評価するほか、各種アンケートなどにより定性的な評価を行って、行動計画に基づく環境学習等の取組の改善や見直しに役立てていきます。

定量的・定性的評価は、学びを行動につなぐ「五つの力」ごとに、次の代表的な事業例と指標例により、原則として毎年度把握していくこととします。その結果や得られた改善策等は、各主体の取組にも反映できるよう広く発信することで、県全体としてのレベルアップを図っていきます。

表2 「五つの力」評価の対象の主な事業例と指標例

五つの力	評価の対象とする 主な事業例	指標例	
		成果（アウトカム）指標例	活動（アウトプット）指標例
体感する力	幼児などを対象とする自然体感プログラム提供事業	・新たな気づきや発見が得られたか等	・プログラム参加者数 ・プログラム実施回数
理解する力	小中学生などを対象とする、環境問題を幅広く取り上げる各種講座の実施事業	・環境問題を自分のこととして捉えられたか等	・講座参加者数 ・講座数
探究する力	高校生などを対象とする調査研究的な事業	・物事を他の側面から捉え、次の疑問や課題を見つけられたか等	・調査研究等を行う高校生等の参加者数 ・参加者による取組や取組成果の発信回数
活用する力	大学生などを対象とする課題解決型の事業	・自分のすべきことに必要な知識やスキルに気づいたか等	・課題解決等を行う大学生等の参加者数 ・参加者による取組や取組成果の発信回数
共働する力	連携・協働の促進やコーディネートを行う事業	・他者と共働することの価値を感じられたか等	・連携・協働に関する講座・イベントの参加者数 ・コーディネート事業等により行われた協働授業の数

また、本行動計画は、環境学習等の機会の拡充等を通して持続可能な社会を支える「行動する人づくり」を目的としていることから、県全体の傾向を把握するため、以下の数値についても概ね5年ごとに調査します。

**県政世論調査で「環境学習や環境保全活動に参加したことがある」と答えた人の割合※  
(参考：平成28年度 66.0%)**

\*P.6「図4-2 環境学習講座や環境保全活動への参加状況」で「参加したことはないが、機会があれば参加したい」、「参加したことがないし、参加したいとも思わない」、「無回答」を除いた割合



改定の背景

○これまでの取組

愛知県環境学習等行動計画  
(2013.2策定:計画期間2013~2017)

<目的>

環境面で持続可能な社会を支える人づくり

<内容>

3つの施策の柱の下、環境学習等を推進  
「社会における環境学習の推進」  
「学校等における環境教育の推進」  
「連携・協働の強化」

○近年の動向

- ESDに関するユネスコ世界会議の開催(2014)
- 国連サミットでSDGs(持続可能な開発のための目標)を採択(2015)
- 学習指導要領の改訂(2017)



課題

環境学習等にはすべての人が、環境問題について学ぶだけでなく、その解決のために、学んだことを活かして具体的な行動を積み重ねていくようになることが求められているが、学びが十分行動につながっていない。



計画の主な改定ポイント

○行動につながる力を育む

- 環境学習等を行動につなげるために必要な能力・態度として「五つの力」を明示

○環境学習等の機会の拡充と質の向上

- 家庭と地域コミュニティを取組の重要な主体として位置づけ
- すべての世代の参加を促進する、世代に応じた取組の拡充
- 連携・協働の更なる強化による学び合い・育ち合いの視点の導入
- SDGsや身近な課題との関連付けなど、実施手法の工夫点を「よりよい学びとするために」として例示

〔目的〕 持続可能な社会を支える「行動する人づくり」

学びを行動につなぐ「五つの力」

- ◆体感する力・・・自然の素晴らしさや環境の大切さを感じ取る力
- ◆理解する力・・・私たちの活動が環境に影響を与えていることを、自分のこととして捉える力
- ◆探究する力・・・環境問題を多面的に考察し、その本質や解決策を見つけ出す力
- ◆活用する力・・・環境を守るために必要な知識やスキルを自ら身に付け、活かす力
- ◆共働する力・・・共に未来を創り出すために、みんなとつながる力



各主体に期待される取組と施策の展開

<期待される主な取組>

環境学習を実施する主体 (五つの力を育む場)	家庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>○直接体験(身近な自然の体験等)の機会の確保 ・様々な体験により、感性を育む</li> <li>○エコアクションの実践</li> <li>○世代間の学び合い・育ち合い ・昔の知恵・慣習や、学校で得た知識・習慣から互いに学び合う</li> </ul>
	学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>○発達段階に応じた環境教育の実施</li> <li>○体験学習・問題解決的な学習の充実</li> <li>○ESDの視点を意識した環境教育の実施</li> <li>○多様な主体との連携・協働による環境教育の実施</li> <li>○学校の外へと発展する環境教育の実施</li> <li>○環境教育やESDの推進のための人材育成と研究</li> </ul>
	社会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○【事業者】事業活動での環境負荷低減を通じた実践的な環境学習の実施など</li> <li>○【NPO等】専門性を活かした環境学習等の実施など</li> <li>○【地域コミュニティ】地域の行事や課題を素材にした環境学習等の実施など</li> <li>○【行政】地域の特性を活かした環境学習等を実施できる環境づくりなど</li> </ul>

<県の推進する主な施策>

<ul style="list-style-type: none"> <li>○家庭での環境学習に役立つ情報の収集・発信</li> <li>○体験等を通して、気軽に楽しく学び合える機会と場の確保</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○環境教育の促進 ・自然とふれあう学習の促進 ・低炭素社会、水、資源循環、エネルギーや廃棄物、買物や食に関する学習の促進</li> <li>・多様な主体との連携・協働の促進</li> <li>・学習施設等のネットワークの活用など</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○環境学習等の推進のためのネットワークづくり</li> <li>○環境学習指導者の育成と活用</li> <li>○各主体の専門性等を活かした環境学習等の促進(コーディネート事業)</li> <li>○環境学習等を行う市町村等への支援など</li> </ul>

取組の効果的な展開に向けて

1 世代に応じた取組の拡充

世代ごとのニーズに対応した、特色ある環境学習等の場や機会の充実など、各主体が実施する環境学習等の支援

2 連携・協働の強化

- 多様な主体の連携・協働  
各主体の強みを活かした効果的な環境学習等を促すための環境づくり(コーディネート事業や施設間連携など)
- 世代間の連携・協働  
異なる世代の学び合いを促すための環境づくり

計画の推進

1 推進体制

「愛知県環境教育等推進協議会」を中心に、取組の推進、進捗状況の把握、施策へのフィードバックなど

2 進捗状況の把握

- 代表的な取組の進捗を数値的に把握(定量的評価)
- 各種アンケートによる成果の把握(定性的評価)

## 愛知県環境学習等行動計画 2030 策定経過

平成 28 年 5 月 25 日（水）

平成 28 年度第 1 回愛知県環境教育等推進協議会

- ・「愛知県環境学習等行動計画」の評価について

平成 29 年 3 月 16 日（木）

平成 28 年度第 4 回愛知県環境教育等推進協議会

- ・愛知県環境学習等行動計画の評価について検討
- ・愛知県環境学習等行動計画の改定の方向性について検討

平成 29 年 7 月 13 日（木）

平成 29 年度第 1 回愛知県環境教育等推進協議会

- ・愛知県環境学習等行動計画の改定について検討

平成 29 年 9 月 20 日（水）

平成 29 年度第 2 回愛知県環境教育等推進協議会

- ・新・愛知県環境学習等行動計画 骨子（案）について検討

平成 29 年 11 月 22 日（水）

平成 29 年度第 3 回愛知県環境教育等推進協議会

- ・愛知県環境学習等行動計画の改定について検討

平成 29 年 12 月 19 日（火）

平成 29 年度第 4 回愛知県環境教育等推進協議会

- ・愛知県環境学習等行動計画の改定について検討

平成 30 年 1 月 16 日（火）～2 月 14 日（水）

県民意見募集（パブリック・コメント）

平成 30 年 2 月 27 日（火）

平成 29 年度第 5 回愛知県環境教育等推進協議会

- ・愛知県環境学習等行動計画 2030（仮称）（案）について検討

平成 30 年 3 月 26 日（月）

愛知県環境学習等行動計画 2030 の策定・公表

## 愛知県環境教育等推進協議会開催要領

### (目的)

第1条 愛知県環境教育等推進協議会（以下「協議会」という。）は、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第8条に基づく、愛知県の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画（以下「行動計画」という。）の作成に関する協議及び行動計画の実施に係る連絡調整を行うとともに、協議会構成員が行動計画の実施に関し、相協力して、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に努めることを目的とし、開催する。

### (所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 行動計画の作成に関する協議及び行動計画の実施に係る連絡調整を行い、行動計画の作成事項は以下のとおりとする。

- ① 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な事項
- ② 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関し実施すべき施策に関する事項
- ③ その他環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する重要な事項

(2) 行動計画の実施に関し、相協力して、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組を推進する。

### (組織)

第3条 協議会は、16名以内の委員をもって構成し、環境部長が任命する。

2 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

4 協議会には会長及び会長代理を置き、会長は委員の互選によって定め、会長代理は会長が指名する。

5 会長は、会議を総括し、会議の進行にあたる。

6 会長代理は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

### (会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 委員（公募委員、学識経験者を除く）が会議に出席できない場合には、代理の者が出席することができるものとする。

3 会議には、必要に応じ、委員以外の者の出席を求めることができる。

4 会議は、公開とする。

5 会議終了後に会議録を作成し、5年間保存する。

(分科会)

第5条 協議会に、会長が指定した事項について調査検討させるため、分科会を置くことができる。

2 分科会は、会長が指名する委員及び臨時委員をもって構成する。

3 分科会には座長及び座長代理を置き、座長は委員の互選によって定め、座長代理は座長が指名する。

4 座長は、分科会の会議を総括し、会議の進行にあたりとともに、分科会における検討事項の経過等について、協議会に報告する。

5 分科会の会議は、座長が召集し、議長となる。

(庶務)

第6条 協議会及び分科会に関する庶務は、環境部環境活動推進課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、会長が定める。

#### 附 則

この要領は、平成24年7月4日から施行する。

この要領は、平成25年2月7日から施行する。

この要領は、平成25年6月1日から施行する。

この要領は、平成26年5月16日から施行する。

この要領は、平成27年6月1日から施行する。

この要領は、平成28年9月1日から施行する。

## 愛知県環境教育等推進協議会委員名簿

平成 30 年 3 月 1 日現在（敬称略）

区 分		氏 名	職 名
愛知県教育委員会		おぎはら てつや 荻原 哲哉	愛知県教育委員会学習教育部長
学校教育	高等学校 (公立)	はっとり としゆき 服部 俊之	愛知県立佐屋高等学校長
	私 学	いわさき まさじ 岩崎 政次	学校法人名城大学名城大学附属高等学校長
	義務教育 (公立)	おぎす ふみひろ 荻須 文裕	岡崎市立河合中学校長
	幼児教育	まつおか あきのり 松岡 明範	愛知県私立幼稚園連盟副会長
社会教育		ひらい あつし 平井 敦	愛知県教育委員会生涯学習課主幹
県 民		あさの ち え み 浅野 智恵美	公募委員
民間団体	N P O	しのだ ようさく 篠田 陽作	ネイチャークラブ東海 代表
		しんかい ようこ 新海 洋子	ボランティアネイバーズ 理事
	事業者団体	はしもと まさや 橋本 当矢	環境パートナーシップ・CLUB 幹事長 (中部電力株式会社 執行役員 環境・立地部長)
		ももせ のりこ 百瀬 則子	名古屋商工会議所環境・エネルギー委員会委員 (ユニー株式会社 顧問)
学識経験者		ちかみ さとし 千頭 聡	学校法人日本福祉大学国際福祉開発学部教授
		おおしか きよゆき 大鹿 聖公	国立大学法人愛知教育大学教授
市 町 村		いわい じゅんじ 岩井 淳治	春日井市環境部環境政策課長
		ふるたか よしき 古鷹 佳季	東浦町生活経済部環境課長
県		すがぬま あやこ 菅沼 綾子	愛知県環境部長



愛知県環境学習等行動計画 2030  
－持続可能な社会を支える「行動する人づくり」－

平成 30 年 3 月

愛知県（環境部環境活動推進課）  
〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号  
TEL 052-954-6208（ダイヤルイン）  
FAX 052-954-6914  
ホームページ <http://www.pref.aichi.jp/kankyo/>